

高輪地区港区立いきいきプラザの管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と社会福祉法人奉優会（以下「乙」という。）は、令和4年3月23日付けで締結した「高輪地区港区立いきいきプラザの管理運営に関する基本協定書」第52条に基づき、本協定の一部変更について、次のとおり協定を締結する。

記

- 1 原協定第5条の表に、次のように追加する。

名称	所在地	建物の構造	敷地面積	延床面積	併設施設	開設年月日
神応 いきいき プラザ	白金6-9-5	RC造一部S造地上4階建、SRC造地上2階建	4,834.57㎡	4,458.64㎡	保育園 学童クラブ 区民協働スペース	令和 5.4.1

- 2 原協定第20条について、次のように改める。

第20条 乙は、個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関連法令及び別紙1「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。

- 3 原協定別紙1「個人情報等取扱いに関する特記事項」を別紙のように改める。

- 4 原協定別紙2「管理備品等一覧」を別紙のように改める。

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年4月1日

甲 港区芝公園一丁目5番25号

港区

港区長 武井雅昭

乙 世田谷区駒沢一丁目4番15号 真井ビル

社会福祉法人奉優会

理事長 香取真恵子